

○高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 25 日

告示第 147 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、高浜町補助金等交付規則(平成 15 年高浜町規則第 6 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 本補助金は、高浜町内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として交付する。

2 前項の「道路等」とは、道路、農道、林道、その他の公共の交通又は輸送の用に供される施設並びに公共施設及びこれに附属する敷地をいう。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型特殊自動車免許 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項に規定する大型特殊自動車免許をいう。
- (2) 車両系建設機械運転技能講習 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 76 条並びに労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 79 条及び第 83 条の規定に基づき定める車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習規程(昭和 47 年労働省告示第 112 号)に基づく講習をいう。

(対象経費、交付対象者等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表の左欄に掲げる除雪機の運転に必要な免許の取得又は講習の受講に要する費用(申請年度に取得又は受講したものに限り。)とし、交付の対象となる者及び補助率は、同表の中欄及び右欄のとおりとする。ただし、旅費及び交通費、宿泊費、延長及び補習教習料その他受講に関する事務的経費全般は補助対象となる経費から除くものとする。

区分	交付対象者	補助率等
(1) 大型特殊自動車免許（次号の講習を受けた場合に限る。） (2) 車両系建設機械の運転技能講習	(1) 個人又は事業所（個人にあつては町内に住民票を有する者、事業所にあつては町内に事業所を置くもの）であつて、「高浜町除雪計画」に基づく除雪作業に従事可能な者 (2) 資格取得予定者が申請日時点で60歳未満かつ普通自動車運転免許（AT 限定含む）を有している者	3 分の 2 以内。ただし、12 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付の条件）

第 5 条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町税等、町の徴収金の滞納がないこと。
- (2) 補助事業について国又は他の地方自治体等から同種の補助金等の交付を受けていないこと
- (3) 資格取得後、3 年以上かつ累計 35 時間以上、継続して本町が発注する道路等の除雪業務に従事すること。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書その他の対象経費の内訳が確認できる書類
- (2) 納税証明書、完納証明書又は納税状況調査同意書
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 町長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更の届出）

第 8 条 交付決定者は、補助事業の内容の変更又は経費の変更を必要とする場合は、変更内容を確認できる書類を添えて高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付変更申請

書(様式第 3 号)を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、補助の対象となるオペレーターの変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものにあつては、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定により変更申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付変更を決定し、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第 4 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止の届出)

第 9 条 交付決定者は、当該事業を中止しようとする場合は、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付中止申請書(様式第 3 号)により町長に届け出てその承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の規定により中止申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付中止を決定し、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付中止決定通知書(様式第 4 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金実績報告書(様式第 5 号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 大型特殊自動車免許証の写し及び車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- (2) 対象経費に係る領収証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が、補助金交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金確定通知書(様式第 6 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、高浜町除雪機械運転手育成支援事業補助金交付請求書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求を行った交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、交付決定の後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的に反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特にその必要があると認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった場合にも適用する。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。